〇木曽町御嶽山麓地域開発基本条例
平成17年11月１日条例第162号
改正
平成29年６月16日条例第21号
平成30年６月14日条例第20号
令和２年７月21日条例第30号
木曽町御嶽山麓地域開発基本条例

（目的）
第１条　この条例は、木曽町が古来よりすぐれた自然景観を有し、それが住民生活と密接に関係していること、御嶽山が木曽町のシンボル（平成29年告示第１号）に指定されたことに鑑み、この地域の景観と自然環境及び住民の生活環境の保全を図るため、地域の開発造成に当たり、必要な施策の基本となる事項を定め、住みよい郷土の実現を期することを目的とする。
（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　住民　町内に住所又は居所を有する者並びに一時的に町内逗とう留する者及び町内の旅行中の者をいう。

（２）　御岳山麓地域　木曽町開田高原の区域及び木曽町三岳地区西野川右岸の区域かつ西野川と合流する王滝川左岸の同町三岳3036林班から3097林班までの区域の範囲をいう。
（３）　廃棄物　ごみ、粗大ごみ、燃えがら、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状のもの及び煤ばい煙、粉じんその他規則で定めるものをいう。
（４）　事業者　町長が規則で定める基準以上の面積及び規模で、宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更及び土石の類の採取並びに建築物その他工作物の新築、改築又は増築並びに設置を行う者をいう。
２　この条例において「自然環境」とは、日光、大気、水、大地及びこれらに育まれた動植物を総合的にとらえたもので、人間の生存の基盤となる環境をいい、山岳、渓谷、河川、森林、農地及び原野などの自然資源の景観を含むものとする。
３　この条例において「生活環境」とは、人の生活に関する環境をいい、人の生活に密接な関係のある財産及び動植物の生育環境を含むものとする。
（適用区域）
第３条　この条例は、御嶽山麓地域に適用する。
（事業者の責務）
第４条　事業者は、町が定める自然環境の保護基準及び廃棄物の処理基準を守り、町が行う開発に関する施策の実施に協力しなければならない。
２　事業者は、その事業活動によって生ずる自然の破壊（自然環境の破壊を含む。以下同じ。）を防止するため自然改変を必要最小限度にとどめるとともに、その責任において植生の回復その他自然環境の保護のために適切な措置を講じなければならない。
３　事業者は、その事業活動によって生ずる廃棄物の処理に当たっては、生活環境を保全するために適切な処置をしなければならない。
４　事業者は、その事業活動に必要な水資源（地下水を含む。）の利用に当たっては、あらかじめ町長及び当該水源利水関係者に協議しなければならない。
５　事業者は、再生可能エネルギー設備の設置によりその事業活動を行うに当たって、関係法令及び関係条例に該当する届出及び許認可が必要となる場合は、事前に開発行為の対象となる地域及び周辺地域の住民等に対して、事業の概要又は事業計画を説明しなければならない。第８条に規定する開発行為の届出を町長に提出した場合も、同様とする。
（住民の責務）
第５条　住民は、町が定める自然環境の保護基準及び廃棄物の処理基準を守り、町が行う開発に関する施策に協力するとともに自然環境の保護に努め、その活動によって発生する廃棄物は適切に処理し、快適な生活環境を確保するよう努めなければならない。
（自然環境の保護基準及び廃棄物の処理基準）
第６条　町長は、御嶽山麓地域の自然環境を保護するため、自然環境の保護基準を定めなければならない。
２　町長は、生活環境を保護するため、事業活動又は人の活動によって排出し、又は発生する廃棄物の処理基準を定めなければならない。
３　前１項の規定による保護基準を定めるに当たっては、次に掲げる事項についても定めなければならない。
（１）　建築物その他の工作物の新築、増築若しくは改築又は移転若しくは設置に関する事項
（２）　宅地の造成、公共道路の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更（河川、湖沼等の水流又は水質の変更を含む。）に関する事項
（３）　立木の伐採及び土石の類の採取に関する事項
（４）　地下水の利用に関する事項
４　前２項の規定による処理基準を定めるに当たっては、廃棄物の処理に関する事項を定めなければならない。

５　町長は、第１項の規定による保護基準又は第２項の規定による処理基準を定めたときは、これを公示しなけ

ればならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。
（景観保全地域の指定）
第７条　町長は、御嶽山麓地域内で良好な自然景観を形成しているもののうち、自然的社会的諸条件からみて良好な自然景観を維持することが特に必要な地域を、景観保全地域として指定することができる。
２　町長は、景観保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係者との調整を図り木曽町商工観光振興審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。
３　住民は、指定された景観保全地域の良好な自然景観の維持に努めなければならない。
（開発行為の届出）
第８条　事業者は、御嶽山麓地域で宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更及び土石類の採取並びに建築物その他工作物の新築、改築若しくは増築又は設置を行おうとするときは、あらかじめ開発方針、開発計画を書面によって町長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。
（開発に関する基本協定）
第９条　事業者は、御嶽山麓地域の開発造成に当たっては、あらかじめ町長と次に掲げる事項について第６条第１項の保護基準及び第２項の処理基準の規定による基準に適合した開発基本協定を締結しなければならない。ただし、国及び地方公共団体が行う開発造成については、この限りでない。
（１）　開発の方針及び開発計画に関する事項
（２）　公共道路の造成に関する事項
（３）　利水に関する事項
（４）　建築に関する事項
（５）　事業区域内から発生する廃棄物の処理に関する事項
（６）　その他町長が必要と認めた事項
２　町長は、前項の規定により開発基本協定を締結しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
（基本協定の励行）
第10条　事業者は、前条の規定により締結した開発基本協定を忠実に履行しなければならない。
（勧告）
第11条　町長は、第９条の規定により締結した開発基本協定に違反する行為をしようとし、又はしたと認められる者に対して、当該協定の履行の確保について期限を定めて必要な措置を行うよう勧告することができる。
２　町長は、第９条の規定により開発基本協定を締結した事業者及び住民が第６条第１項による保護基準及び第２項による処理基準の規定による基準に違反する行為をしようとし、又はしたと認めるときは、当該者に対して生活環境を保全し、自然環境を保護するために必要な限度において期限を定めて必要な措置を行うよう勧告することができる。
（停止命令等）
第12条　町長は次の各号の一に該当する者に対して、その行為の停止若しくは変更又は原状回復その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
（１）　第９条第１項の開発基本協定を締結することなく開発造成をした者
（２）　前条の規定による勧告に従わない者
２　町長は、前項の命令をしようとするときは、当該命令を受ける者又はその代理者に対し期限を定めて弁明の機会を与えるものとする。
（立入調査）
第13条　町長は、この条例の施行に必要な限度において職員をして開発造成地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている行為の状況を調査させることができる。
２　前項の場合において、職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
（委任）
第14条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
（罰則）
第15条　第12条の規定による命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。
２　次の各号のいずれかに該当する者は、１万円以下の罰金に処する。
（１）　第８条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
（２）　第13条第１項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
（両罰規定）
第16条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。
附則
（施行期日）
１　この条例は、平成17年11月１日から施行する。
（経過措置）
２　この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の開田高原開発基本条例（昭和47年開田村条例第９号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

３　施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
附則（平成29年６月16日条例第21号）
この条例は、平成29年７月１日から施行する。
附則（平成30年６月14日条例第20号）
この条例は、公布の日から施行する。